

エネルギーコスト削減促進事業について

1 目 的

電気料金や燃油価格の急激な高騰が農業者へ与える負担を軽減し、電気料金等の高騰の影響を受けにくい経営基盤の整備を図るため、電気等の使用量を低減させる機械・設備の導入を支援する。また導入する機械等の選定を通じ、自身の経営が環境に与える影響への意識を高めることで、環境にやさしい農業の定着を加速化させる。

2 事業概要

(1) 補助対象者

農業経営体（主たる業種が農業・水産養殖業）、農業協同組合、漁業協同組合、
土地改良区 等

菌床栽培方式によるきのこ栽培（しいたけ、なめこ除く）も含む

(2) 対象経費

前回補助金活用した者も可

・省エネ設備（既存設備の更新に限る）

空調設備、換気設備、LED 照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、窓、その他農業用設備・機械 等

・再エネ設備（新規）

太陽光発電システム（50kW 未満） 等

(3) 補助率及び補助要件

	補助率	補助要件
ア 基本 コース	【太陽光発電システム以外】 1/2 以内 (上限 500 万円 下限 50 万円)	・県内に主たる事務所を置く者 ・農業経営体にあつては、みどり認定（※）を受けた、または実績報告までに受ける者
	【太陽光発電システム】 定額（4 万円/kW） (上限 200 万円 下限 50 万円)	
イ 促進 コース	【太陽光発電システム以外】 2/3 以内 (上限 1500 万円 下限 50 万円)	・アに加え、以下の要件を満たす者 ・事業活動温暖化対策計画書の提出、 長野県 SDGs 推進企業の登録

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき県が認定
水産事業者、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区はみどり認定を要件としないが、環境にやさしい農業に関する組合員向けの研修等の取組を行っていただく予定